

第一薬科大学大学院

研究科委員会規程

(総則)

第1条 第一薬科大学大学院学則第49条に基づき大学に研究科委員会を置く。

(構成)

第2条 研究科委員会は研究科長および本大学院に属する教授をもって構成する。ただし、研究科委員会が認めた者を加えることができる。
2 研究科長は学長が指名した者とする。

(議長)

第3条 研究科委員会の議長は、研究科長とする。
2 議長は、研究科委員会の招集に際して審議事項を事前に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(審議事項)

第4条 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1)学則その他諸規程に関する事項

(2)教育課程の編成に関する事項

(3)学位論文の審査に関する事項

(4)学位授与に関する事項

(5)教員の人事に関する事項

(6)学生の入学、休学、復学、復籍、留学、転学、卒業、退学、除籍、懲戒に関する事項

(7)その他、本大学院の教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問した事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

(議決)

第5条 研究科委員会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席者の2分の1以上をもって決する。

2 賛否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 研究科委員会の議事録は、議長の責任においてこれを記録し、保管するものとする。

(論文審査委員)

第7条 学位論文を審査するため、研究科委員会に論文審査委員を置く。

2 論文審査委員は、審査論文に関する授業を担当した教員から主査1名、副査2名以上で構成する。

3 前2項の規定にかかわらず、副査には、学外のその論文に関連した有識者を含めることができる。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。